

【生活維持困難用】

- 納付すべき都税が本税50万円未満の場合 ⇒ 納税推進課に申請書を提出
 - 納付すべき都税が本税50万円以上の場合 ⇒ 都税事務所等に申請書を提出
- (表)

東京都 都税事務所長 殿		<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 收受印 </div> 年 月 日							
納税者（特別徴収義務者）									
納付番号又は納税通知書番号									
住所									
氏名	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 印 </div>								
連絡先(電話番号)									
勤務先名称・電話番号	()								
勤務先所在地									
<h2 style="margin: 0;">換 価 の 猶 予 申 請 書</h2> <p style="margin: 5px 0;">以下の都税について、納期限までに一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあるため、換価の猶予を申請します。</p>									
年度	期別 月別	税 目	納期限	税 額	加算 金額	延滞金額	納付すべき 都税	現在納付可能 資金額	納付を困難 とする金額
				円	円	円 <small>法律に よる金額</small>	円	円	円
						〃			
						〃			
合 計							(1)	(2)	(3) 【 (1) - (2) 】
一時に納付 することに より事業の 継続又は生 活の維持が 困難となる 事情の詳細									
猶予期間	年 月 日から 年 月 日まで								
担保	<input type="checkbox"/> 有 担保財産の詳細又は <input type="checkbox"/> 無 提供できない特別の事情								
分割納付計画のとおり、納付することを誓約します。 記載事項に誤りはありません。							添付する書類欄		
(注1) 猶予期間中であっても、財産調査等を受ける場合があります。 (注2) 分割納付計画の不履行又は猶予中の都税以外に新たに都税が滞納となつたときには、猶予が取り消される場合があります。							<input type="checkbox"/> 財産目録 <input type="checkbox"/> 収支の明細書 <input type="checkbox"/> 担保関係書類 <input type="checkbox"/> その他()		

【記入例】生活維持困難(表)

※固定資産税や個人事業税等、複数納期がある税目は、各期ごとに申請が必要です。

のいずれかにチェックを入れてください。

黒のボールペンでご記入ください。
(鉛筆・消せるボールペン不可)

【生活維持困難用】

- 納付すべき都税が本税50万円未満の場合 ⇒ 納税推進課に申請書を提出
- 納付すべき都税が本税50万円以上の場合 ⇒ 都税事務所等に申請書を提出

(表)

東京都 **千代田** 都税事務所長 殿

令和〇〇年 7月 1日

納付書または納税通知書に記載の都税事務所名を記入してください。

納付書または納税通知書に記載の納付番号・住所・氏名を記入してください。

日中、連絡の取れる電話番号を記入してください。

納税者(特別徴収義務者)

納付番号又は納税通知書番号	00123-45678-01
住所	〒101-8513 東京都千代田区内神田2丁目1-12
氏名	主税 太郎
連絡先(電話番号)	090 (〇〇〇) 〇〇〇〇
勤務先名称・電話番号	主税建設株式会社 03 (3252) 0954
勤務先所在地	東京都千代田区内神田2丁目1-12

収受印

必ず押印してください。

換価の猶予申請書

以下の都税について、納期限までに一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあるため、換価の猶予を申請します。

年度	期別 月別	税目	納期限	税額	加算金額	延滞金額	納付すべき都税	現在納付可能資金額	納付を困難とする金額
〇〇	1	固定資産税	R〇〇.6.30	円 150,000	円 法律による金額	円	円 150,000	円 40,000	円 110,000
合計							(1) 150,000	(2) 40,000	(3) [(1) - (2)] 110,000

現在納付可能額は、分納計画とは別に一週間以内に即時納付できる金額を記入してください。即時納付ができない場合は0円を記入してください。

一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細

取引先の単価の値下げ等により、勤務先の経営状態が悪く、給料が減らされている。また、病気のため定期的に通院しており、月に10,000円程度の医療費を支払っている。さらに9月に手術をする予定があり、手術代がかかるため、固定資産税を一括で納付するのが困難である。

猶予期間 令和〇〇年 7月 1日から 令和〇〇年 10月 31日まで

担保 有 担保財産の詳細又は提供できない特別の事情 不動産

分割納付計画の記載事項に誤りはない (注1) 猶予期間中 (注2) 分割納付計画の不履行又は猶予期間中に納税が滞り続いたときは、猶予が取り消される場合があります。

猶予期間開始日はポストに投函した日(消印日)、または都税事務所窓口に出した日を記入してください。

添付する書類欄

財産目録 収支の明細書 担保関係書類 その他()

猶予期間の終了日は、猶予期間の開始日から1年以内で記入し、裏面の「財産収支状況」の「3 分割納付計画」の分割納付の最終回の納付年月日と同一になるようにしてください。

必要に応じてチェックをお願いします。

納付書または納税通知書に記載の課税年度、期別、税目、納期限、税額を記入してください。

一括納付ができない理由を詳細に記入してください。

いずれかにチェックを入れてください。

